

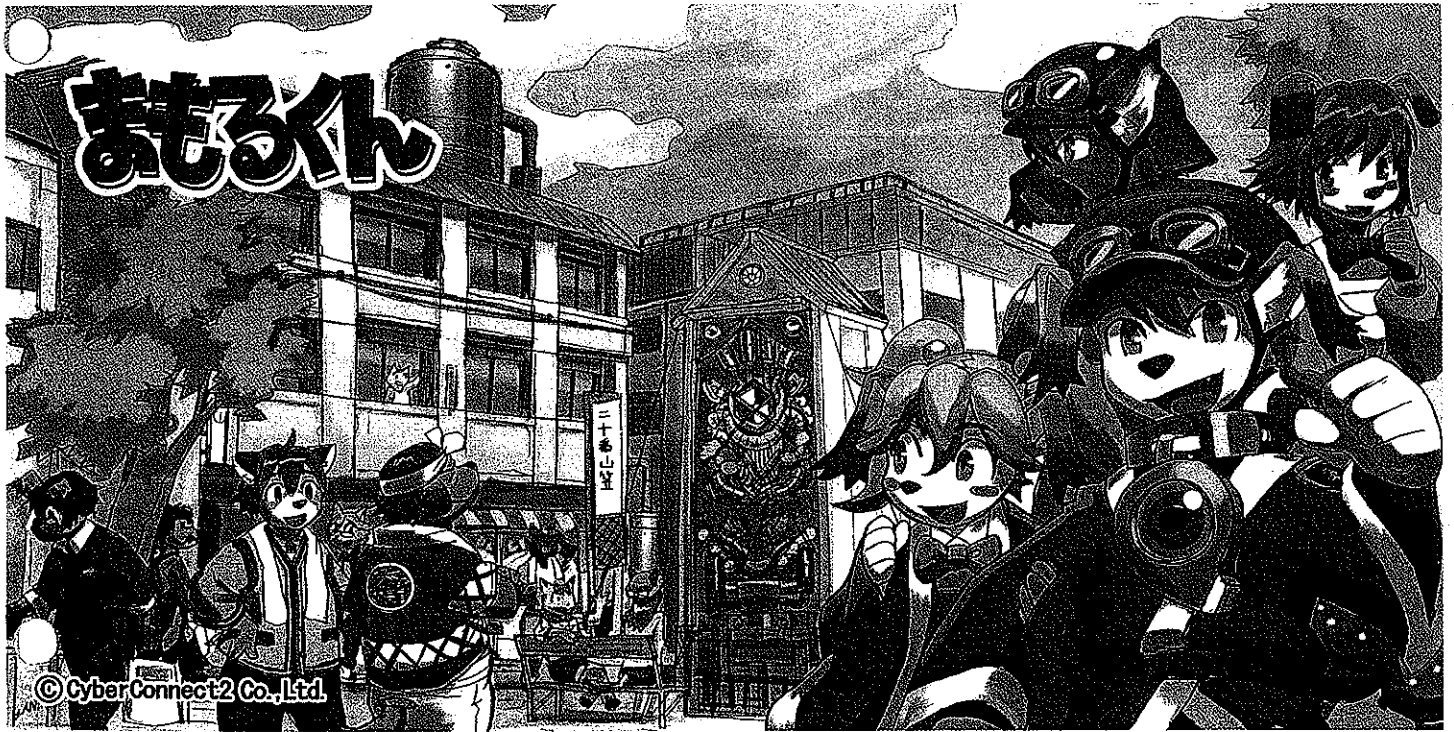
第8期第5回 福岡県個人情報保護審議会次第

日 時 平成19年10月18日(木) 10:00~12:00

場 所 県庁10階北棟特9会議室

- 1 開会のあいさつ
- 2 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて
- 3 個人情報流出事案と再発防止策について
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
- 5 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況等について

福岡県防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン



(公印省略)



19 人 第 6 9 8 号
19 高情第 1 5 2 7 号
平成 1 9 年 8 月 2 0 日

本庁各課（室）長
各出先機関の長 殿
労働委員会事務局長

総 務 部 長
（ 人 事 課 ）
企 画 振 興 部 長
（ 高 度 情 報 政 策 課 ）

個人情報の厳正な管理の徹底について（通知）

このことについては、これまでも再三にわたり厳正な管理徹底を指示してきたところですが、今般、職員が許可なくパソコンや個人情報の入った外部記憶媒体を持ち出し、盗難により個人情報を紛失させるという事案が発生しました。

個人情報の紛失は、県政に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態です。

今後、このような事案を決して起こさせないため、貴職におかれては、下記の事項を全職員に再度周知するとともに、所属や係等で職場討議に取り組み、管理意識の徹底をお願いします。

なお、職員には情報を適切に管理する責務があり、こうした事件の発生を招いた場合、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象になることについて、併せて職員に注意喚起願います。

記

- ・ 個人情報等を含む文書（電磁的記録を含む。）、記録媒体及びパソコンを庁舎外に持ち出す行為は、厳に禁止されていること。
また、会議等で業務上やむを得ず持ち出す場合は、所属長の了解を得て行うとともに、紛失や盗難に細心の注意を払うこと。
- ・ 個人情報の紛失等の再発防止のためには、職員一人一人がその責務を再認識し、厳正な管理を徹底することが不可欠であること。

所属名 _____

個人情報の管理徹底の取組結果

年 月 日	取 組 の 概 要
○月△日～ ○月◇日	1 係（班）ごとに、取り扱っている個人情報の現状を確認し、厳正に管理する対策について討議を実施し、全職員が参加した。 2 公用パソコン等における情報管理について、申し合わせ事項（例えば、庁内共有外部記憶媒体の管理など）を整理、掲示した。

※①各所属においては、個人情報の管理徹底について、所属や係等で討議に取り組み、取組の概要を本様式により、平成19年8月31日（金）までに、各部主管課に提出すること。

なお、討議結果については、可能な限り資料として添付すること。

②各部主管課は、取りまとめの上、速やかに人事課に提出すること。

なお、総務部各課（室）においては、人事課に直接提出すること。

個人情報の管理徹底の取組について

1 職場討議の実施

すべての所属において、職員一人一人が自分が取り扱っている個人情報について自己点検・再確認した上で、職場討議に取り組み、対策を申し合わせなどにより、管理意識を徹底する取組を行った。

2 時期

平成19年8月20日～31日

3 取組概要 ～ 申し合わせ事項の主な内容 ～

◇ 庁舎内外における情報管理の徹底

- ・ 文書の管理徹底（「施錠棚に管理」、「机上などに放置しない」、「バッグ等で搬送する」、「整理、整頓、ファイリングして所在を明確にする」など）。
- ・ 個人情報を含む不要文書の確実な廃棄処理。
- ・ 出力用紙をプリンタやコピー機に放置しない。
- ・ 庁舎外での管理徹底（個人情報を持って出張する場合や用務先で個人情報を預かった場合、「原則直行直帰しない」、「手元から離さない」、「細心の注意を払う」、「他へ立ち寄りしない」、「出張中の適時、帰庁時に持参書類を確認」、「整理して必要最小限を持参」など）。
- ・ 個人情報のファックス、電子メールは、誤送信がないよう十分に注意する（「登録ダイヤルで送信」、「複数人でチェック」など）。重要な個人情報はファックスしない。
- ・ パソコンをつけたままで離席しない（短時間の離席時はスクリーンセーバーでロックするなど）。
- ・ 不特定の人がいる場所で、職務上知り得た個人情報に関することを話題にしない。
- ・ 外部者は、執務室の入り口近くで対応する。
- ・ レイアウトの工夫（外部者を職員机に近づけないよう）。
- ・ 職員間でチェックし合う（他の職員の取扱いにも注意、配慮）。
- ・ 壁などに、個人情報が含まれる文書を掲示しない。
- ・ 万一、取扱いを誤ったと思ったときは、早急に上司に報告する。

◇ パソコンや記録媒体の管理徹底

- ・ パソコンや記憶媒体等の持ち出し、私物持ち込みの禁止徹底。
- ・ 電子情報の管理（「全庁ファイル共有システムの個人フォルダー等を利用」、「必要に応じてファイルにパスワードを設定」など）。
- ・ USBメモリーの管理徹底（「庁舎外に持ち出さない」、「保管場所を決め厳重に管理」、「使用后すぐにデータを消去する」など）。
- ・ 電子メールを送信したり、転送する際に、不用意に他の人のメールアドレスが画面に表示されないよう配慮する。
- ・ 無断でソフトウェアをインストールしない。
- ・ パスワードの厳重な管理（「パソコンや机に貼らない」、「安易に他の職員に教えない」など）。

「福岡県情報セキュリティ対策基準」改正の要点

1 改正の概要

平成14年12月施行の「福岡県情報セキュリティ対策基準」を一部改正し、平成19年11月1日から施行するもの。(10月4日付けで各所属に通知済み。)

今回の改正は、本県における情報漏えい事件の発生や新たな技術動向等を踏まえ、本県の情報セキュリティ対策をより組織の実態に合った実効性の高いものとするためのもので、総務省が平成18年9月29日に公表した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定にも対応したものである。

2 主な改正点

(1) 情報資産の管理

従来の規定は、情報システムを中心とした規定で、情報システム管理者が情報資産を管理することを求めていたが、今回の改正により、情報システムに限らず、各所属で取り扱う情報資産の管理責任が各所属長にあることを明確にした。

(2) 情報の持ち出し禁止

従来の規定においても情報管理の徹底を定めていたが、情報漏えい事件の多くが、業務で取り扱う情報を自宅など執務室外へ持ち出したことに原因があるため、電子的情報の執務室外への持ち出しを原則禁止し、持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得なければならないことを追加した。

(3) 電子メールの利用

電子メールが業務に欠かせない手段となっている一方で、安易な利用は情報の漏えいにつながる恐れがあるため、電子メールを利用するときのセキュリティ対策についての規定を追加した。

(4) 委託先の情報セキュリティ対策

最近の情報漏えい事件は、業務を外部委託した委託先の事業者が情報を持ち出したことに端を発するものが少なくないため、委託先における情報セキュリティ対策が確保されるように、委託先の選定に当たって情報セキュリティ対策が確保されることを確認すること、委託中も定期的に確認すること及び情報セキュリティ対策が確保されていない場合は速やかに是正させることという規定を追加した。

第8期第5回福岡県個人情報保護審議会全体会

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

- 福岡県における本人確認情報の利用状況及び指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況について
 - (1) 福岡県における本人確認情報の利用状況（資料1-1）
 - (2) 指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（資料1-2）

個人情報保護に関する取りまとめ(概要)

— 国民生活審議会個人情報保護部会 —

資料1-①

平成19年 6月
内閣府国民生活局

1. 検討の背景

1. 「個人情報の保護に関する法律」は、平成17年4月に全面施行。
2. 「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)において、以下のように定められている。
 - ・内閣府は、法の施行状況について、法の全面施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
 - ・国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップ
3. 国民生活審議会個人情報保護部会では、以下のように意見をとりまとめ。政府は必要な措置を検討。

検討の視点

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

3. 内容

(1) 「個人情報の保護に関する基本方針」の見直し等

① 個人の権利利益の保護

個人情報の利用停止・消去、取得元の開示、委託処理の透明化、事業者が定める利用目的の限定が消費者の観点から十分か。

優良な事例を参考に、事業者が任意に個人情報の利用停止請求に応じるなどの自主的な取組を促進。

② 市販の名簿の管理

市販の名簿等は、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが必要。

法律上定められている、安全管理措置の「必要かつ適切な」程度を明確化(※政令改正も検討)。

(2) ガイドライン等の在り方

主務大臣制の下、事業等分野の実情に応じてガイドライン等を策定していることから、複数のガイドラインの適用を受ける事業者の存在。

ガイドラインの共通化について必要な検討。

(3) いわゆる「過剰反応」等への対応

① 民間事業者関係

法律上、情報提供が可能な場合にも、法の誤解等に起因して、必要とされる個人データの提供が控えられたり、プライバシー意識の高まり等を背景に、各種名簿の作成が中止されるなど、いわゆる「過剰反応」。

・政府は、平成18年2月の個人情報保護関係省庁連絡会議申合せに即し、法の的確な運用、浸透について、政府一体としての取組を一層強化。本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合について、周知徹底するとともに、名簿の作成・配布の手続について、広報啓発。

② 地方公共団体の取組

ア 法の趣旨は、各地方公共団体の条例やその運用に十分反映されているか。

「過剰反応」と言われる状況も一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する広報啓発。

イ 防災、防犯、地域福祉について、活動が円滑に行われているか。

地方公共団体と地域の団体との間で、防災や地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関しては、各施策の担当省庁において必要な検討。

③ 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱い

幹部公務員の略歴等について従来公表していた情報を公表しなくなった等の指摘がある。

幹部公務員の略歴公表の在り方(平成19年5月総務省局長通知)が取りまとめられた。引き続き現行法の枠組みの下、必要に応じて、行政運営上の改善。

(4) おわりに

- ・いわゆる「過剰反応」の原因である法の誤解等を解くため、政府は最大限の努力。
- ・審議会は、毎年度の法の施行状況のフォローアップにおいて、「過剰反応」対策の効果、上記課題を取り巻く状況を見極め、法改正の必要性も含め、更なる措置を検討。